

○ 慶弔規定

大阪府立寝屋川支援学校 PTA

第1条 会員の慶弔等については、次のとおりとする。

- | | |
|--|---------|
| 1. 会員または本校児童生徒の死亡（櫛、柩代を含む） | 15,000円 |
| 2. 会員の子女の死亡 | 5,000円 |
| 4. 会員または本校児童生徒の長期にわたる疾病障害などにより療養した時（入院20日） | 3,000円 |

第2条 その他必要な事項については、実行委員会において協議する。

- 付則 本規定は昭和50年9月14日から適用する。
- 付則 本規定は昭和58年5月8日から適用する。
- 付則 本規定は昭和63年5月8日から適用する。
- 付則 本規定は平成6年5月8日から適用する。
- 付則 本規定は平成10年5月17日から適用する。
- 付則 本規定は平成12年5月14日から適用する。
- 付則 本規定は平成13年5月13日から適用する。
- 付則 本規定は平成15年5月11日から適用する。
- 付則 本規定は平成17年5月8日から適用する。
- 付則 本規定は平成22年5月9日から適用する。
- 付則 本規定は平成30年5月11日から適用する。